

ムスポカード規定

第1条（ムスポカード）

1. 本カードは、株式会社福岡中央銀行（以下「当行」という）と株式会社 FFG カード（以下「当社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カード名称は「ムスポカード」（以下「本カード」という）と称します。
2. 本カードは、当行の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）のキャッシュカードとしての機能、当行のデビットカードとしての機能（キャッシュカード規定、デビットカード規定に定められた機能）と当社のクレジットカードとしての機能（FFG カード会員規約に定められた機能）を一本化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
3. 当行および当社は、当行のキャッシュカード規定、デビットカード規定により発行されるキャッシュカードおよび FFG カード会員規約により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与するものとします。なお、当行および当社が会員として認めなかった場合は福岡中央銀行キャッシュカード（普通預金）を発行します。
4. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」という）は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。
5. 家族会員への発行するカードは、クレジットカード機能のみのカード発行とします。

第2条（会員）

1. （本会員）本規定ならびに当行の普通預金規定、キャッシュカード規定、デビットカード規定および FFG カード会員規約を承認のうえ、当行および当社に利用を申し込みをした個人のうち、当行と当社が適格と認めた方を本会員とします。
2. （家族会員）本会員が指定した家族で、当行および当社が適格と認めた方を家族会員とします。
3. 本会員は、福岡中央銀行ポイントサービス「MUSBOクラブ」規定を承認のうえ、福岡中央銀行ポイントサービス「MUSBOクラブ」の利用を申し込むものとします。

第3条（カードの発行および交付）

1. 本カードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、本カードの交付についても当行または当社、あるいは当行または当社が指定する委託先から、本会員が当行に届け出た自宅住所あて郵送するものとします。
2. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行および当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行および当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは廃棄しますので、利用をご希望の場合は、あらかじめ本カードのお申し込みが必要になります。この場合、新たにカードが交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第4条（カード貸与）

1. 本カードの所有権は当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。

2. 当行および当社は会員 1 名に 1 枚の本カードを貸与します。本カードには V I S A カードの機能を有するゴールドカード、クラシックカードの種別があります。
3. 家族会員に貸与されるカードは、福岡中央銀行 V I S A カードとしキャッシュカード機能の無いクレジットカード機能のみの発行とします。
4. 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします。
5. 本カードは、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
6. 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れする等本カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。

第 5 条（ムスポカードの取扱い）

1. 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 会員は本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前記 1 および 2 において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、この場合の取扱いに基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第 6 条（サービスの範囲）

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

- ① 当行、および当行が提携した金融機関の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座の払戻し、および指定口座の預入れ、振込み、残高照会。
- ② 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用
- ③ FFG カード会員規約の定めによるクレジットカード機能サービスの利用

第 7 条（特典および付帯サービス）

1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を提供します。特典の内容については、店頭に備え置きパンフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
2. 会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
3. 当行は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第 8 条（暗証番号等）

1. 会員はカードの申込時に当行および当社に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号をそれぞれ届出するものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員からの申出が無い場合、または当社が定める指定禁止番号で申出た場合は、当社所定の方法により登録します。

2. 会員は暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は当行および当社所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。ただしクレジット暗証番号の変更に伴い新たにカードが交付されるまでの間、会員は本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については当行および当社は責任を負わないものとします。

第9条（クレジットカード機能の利用停止等と返却）

1. 会員が「本規定」または「FFG カード会員規約」に違反した場合、その他当行または当社が会員として不適格（当行普通預金規定10条、FFGカード会員規約第23条に該当）と認めた場合は、当行または当社は、何らの通知催告を要せずしてキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取消す（以下「利用停止等」という）ことができるものとします。
2. 当行または当社が前項によりキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行または当社の指示する方法に従い、当行または当社に返却するものとします。なお、当行はキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、会員の申出により、福岡中央銀行キャッシュカード（普通預金）を発行します。
3. 前項の場合、新たに福岡中央銀行キャッシュカード（普通預金）が交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および提携行の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第10条（カードの紛失・盗難等）

FFG カード会員規約、第12条（紛失・盗難・偽造）によるほか、以下により取扱うものとします。

- ① 会員はカードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等（以下まとめて「紛失盗難・偽造」という）にあった場合、速やかにその旨を当行および当社に電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、最寄の警察に届出を行うものとします。
- ② 紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。
- ③ 紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は当行のキャッシュカード機能を、それぞれ停止することができるものとします。
- ④ 紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行および当社所定の方法により取り扱うものとします。

第11条（届出事項の変更）

1. 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また会員が届出た変更事項は当行から当社に連絡することができるものとします。
2. 決済口座の変更はできないものとします。

3. 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第12条（本カードの有効期限）

1. 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。有効期限経過後は、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。
2. 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届け出た自宅住所あてに郵送するものとします。当行および当社がクレジットカード機能の引続きの利用を認めない場合は、会員の申出により、福岡中央銀行キャッシュカード（普通預金）を送付するものとします。

第13条（種別変更等）

1. 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第14条（ムスポカードの機能分離等）

会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行および当社に所定の書面により申し込みまたは届出を行うものとします。

- ① 本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離しキャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと、FFGカード発行のクレジットカードを希望する場合
- ② クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能が利用できるカードを希望する場合

第15条（再発行手数料）

当行が本カードを再発行する場合、本会員は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第16条（情報の交換・管理および同意）

1. 会員は、当行および当社がその相手方に対して、または、当行若しくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの発行・交付、その他本カードの事務を遂行するために必要な範囲において、決済口座番号、クレジットカード会員番号等の会員情報を提供・交換することについて、あらかじめ同意するものとします。
2. 会員は当行および当社との間において、以下の目的・範囲内で、会員に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。
 - ① 目的
本カードの申込受付・審査・発行・交付、会員の管理、本カードに関連する特典の付与等を行うため
 - ② 情報の範囲
本申込書等に記載された会員の属性情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など）およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、本カードについての会員に関する情報（当社の審査結果・会員

資格の取消の事実等（ただしその理由は除く）、紛失情報、更新情報、解約情報）、会員と当行および当社との取引内容

- ③ 当行・当社および情報処理・事務委託を委託する第三者は提供を受けた会員の情報を、厳正に管理するものとします。

第17条（目的・範囲内の情報提供および同意）

1. 会員は、当行が保護措置を講じた上で当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条1項記載の目的のために、以下の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員規約若しくは会員と当行の間の契約等に基づき当行に届出のあった情報または会員が当行に提供する書類等に記載されている情報
 - (2) 当行における会員の会員資格及びこれに関連する情報
2. 会員は、当行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2項記載の目的および銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項（1）に定める個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付は除きます。中止の申出は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第10条記載の連絡先に行うものとします。
4. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、当行に対し、当行における会員管理を目的として、以下の個人情報を提供し、当行がこれを使用することに同意します。
 - (1) FFGカード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報若しくは会員が当社に提供する書類等に記載されている情報
 - (2) 本カードの申込みにより発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
 - (3) カード番号が無効となった事実（但し、その理由は除く）
 - (4) カード会員資格の喪失（但し、その理由は除く）
 - (5) 本カード申込に対する審査の結果（但し、その理由は除く）
5. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、当行に対し、当行のポイントサービスの提供を目的として、以下の個人情報を提供し、当行がこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報
6. 会員は当社が保護措置を講じた上で、当行の銀行業務における、①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調査、商品開発、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として、第1項（1）および前項（1）の個人情報を提供し、当行がこれらを利用することに同意します。
7. 会員は前項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、当行に対しその中止を申し出ることができます。

第18条（規定の適用）

本規定に定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については当行の「普通預金規定」「キャッシュカード規定」「デビットカード規定」を、クレジットカード機能については、「FFG カード会員規約」をそれぞれ適用するものとします。

第19条（本規定の変更等）

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
 - ① 当行が変更内容を当行の店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
 - ② 変更内容を当行または当社から通知すること、若しくは新規規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当行または当社から通知した後、若しくは新規規定を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
2. 本規定の変更等を前項の①および②双方により行う場合、その変更内容は、1ヶ月以上の相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

(2009年11月)

福岡中央銀行 V I S A カード会員特約（家族会員）

第1条（名称）

本カードは株式会社福岡中央銀行（以下「銀行」という）と株式会社 FFG カード（以下「当社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「福岡中央銀行 VISA カード」（以下「カード」という）と称します。

第2条（会員資格）

本特約ならびに FFG カード会員規約を承認のうえ入会の申込をした方で、銀行と当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条（会員資格の喪失）

会員が当社の会員資格喪失の条件に該当した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第4条（銀行のサービスの利用）

1. 会員は、銀行より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、銀行の所定の方法に従うものとします。

第5条（本特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、FFG カード会員規約が適用されます。

個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

第1条（株式会社福岡中央銀行への個人情報の提供及び利用に関する同意）

1. 会員は、株式会社 FFG カード（以下「当社」という）が保護措置を講じた上で、株式会社福岡中央銀行（以下「銀行」という）に対し、銀行における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。
 - (1) FFG カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報若しくは会員が当社に提供する書類等に記載されている情報
 - (2) 本カードの申込みにより発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
 - (3) カード番号が無効となった事実（但し、その理由は除く）
 - (4) カード会員資格の喪失（但し、その理由は除く）
 - (5) 本カード申込に対する審査の結果（但し、その理由は除く）
2. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、銀行に対し、銀行のポイントサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、銀行がこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報
3. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、銀行の銀行業務における、①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調査、商品開発、および、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として、第1項（1）および前項（1）の個人情報を提供し、銀行がこれらを利用することに同意します。
4. 会員は、前項の同意の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、銀行に対しその中止を申し出ることができます。

株式会社福岡中央銀行 営業推進部

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目12番1号

フリーダイヤル 0120-372-874

または 092-751-4667（通話料有料）

第2条（当社へ個人情報の提供及び利用に関する同意）

1. 会員は、銀行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条1項記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員規約若しくは会員と銀行の間の契約等に基づき銀行に届出のあった情報または会員が銀行に提供する書類等に記載されている情報
 - (2) 銀行における会員の会員資格及びこれに関連する情報
2. 会員は、銀行が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2項記載の目的・会員資格の審査および与信後の管理、および銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項に定める個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付は除きます。中止の申出は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第 10 条記載の連絡先に行うものとします。

(2014年10月改定)